



栃木県公報

平成26年
3月12日(水)
号外
第9号

目次

条 例

○栃木県農業構造改革支援基金条例の制定	2
○栃木県消費者行政活性化基金条例の一部改正	2
○栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正	3
○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正	3
○国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例の廃止	4

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県農業構造改革支援基金条例の制定（栃木県条例第2号）

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上その他の農業の構造改革に資する事業（以下「事業」という。）の財源に充てることを目的とする栃木県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 積立て（第2条関係）
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 2 処分（第6条関係）
基金は、事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- 3 その他
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県消費者行政活性化基金条例の一部改正（栃木県条例第3号）

- 1 県及び市町村が実施する消費生活相談その他の消費者行政の充実を図る事業について、平成26年度以降引き続き実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正（栃木県条例第4号）

- 1 地域における自殺対策を緊急に強化する事業について、引き続き平成26年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正（栃木県条例第5号）

- 1 産業競争力強化法の制定に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例の廃止（栃木県条例第6号）

- 1 国営鬼怒川南部土地改良事業に係る負担金の徴収が完了したため、国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二号

栃木県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第一条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上その他の農業の構造改革に資する事業の財源に充てるため、栃木県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営技術課)

栃木県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三号

栃木県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

栃木県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年栃木県条例第三号）の一部を次のように改

正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(くらし安全安心課)

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四号

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年栃木県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五号

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例（平成二十五年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十五項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 四 産業競争力強化法第二百二十七条第二項に規定する認定支援機関の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 五 産業競争力強化法第三百三十三条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第三条第二項第二号から第四号までに掲げる計画に基づき求償権の放棄等に係る承認については、なお従前の例による。

(経営支援課)

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第六号

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例（平成二十五年栃木県条例第二十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農地整備課)